

まちなかイベント支援金募集要項

目的

本支援金は、2025年5月17日から2025年12月21日までの間、前橋市の中心市街地で開催するイベント企画に対し、その事業費用の一部を補助することで、中心市街地のにぎわい創出と活力あるまちづくりに貢献することを目的として支援するものです。

また、この支援を通じて、将来的に企画者が自立したイベント運用を目指せるよう促します。

イベントの定義

本募集要項で示す「イベント」とは、中心市街地の活性化を目的としたものであることから、開かれた空間で不特定多数の参加者が交流できる内容のものとしします。

【例】○ 前橋の飲食店を集める催し × 閉ざされた空間での展示会・講演会

支援対象者

- (1) まちなかを活性化するビジョンと目的をもってイベント実施を計画する市民団体等。
- (2) イベント実施会場を含むその近隣商店街や自治会などの地元関係者を巻き込み、地域活性化を具体的かつ積極的に推進できる団体等。

※詳細は応募条件をご覧ください。

支援対象エリア

アーバンデザイン策定（158ha）内で、実施予定会場が以下に例示する施設など。活性化区域は、別紙の通り

- | | |
|-----------------|------------------|
| (1)中央イベント広場 | (2)中央通り商店街アーケード |
| (3)弁天通り商店街アーケード | (4)ケヤキ並木通り |
| (5)前橋駅前広場 | (6)広瀬川河畔 ほか |

支援金額

飲食費と旅費と他団体からの補助金を除く、総事業費の1/2以内(千円未満切り捨て)で、**30万円を上限**とします。

イベント支援金はイベント終了後、申請者からの請求に基づきお支払いいたします。
また、上記条件で支援を受けられるのは、同一事業で最長3年までとします。

同一事業で4回目からの支援につきましては、20万円を上限とし、5回目以降の支援は15万円を上限とします。また飲食費と旅費と他団体からの補助金を除く、総事業費の1/2以内(千円未満切り捨て)とします。

※ただし、申請直前のイベント終了時において、実績報告書を提出していない団体の申請は受付しません。

※なお、イベント支援金は、後述の審査で決定いたしますので、申請額＝支援金決定額ではありません。

応募条件

[1]募集期間 2025年4月3日（木）～2025年11月7日（金）17:00 必着

[2]応募方法 以下の事務所へ直接持参 ※FAX 送信やメールでの申請は認めません
前橋市千代田町二丁目8番12号
前橋市まちづくり公社 まちづくり推進課
受付可能日時：土、日、祝日を除く、月曜日から金曜日までの午前10時から17時まで

[3]応募できる回数 1団体につき、同一年度内1回に限る。

※別団体であっても関連する団体と判断される場合は、除外となる場合があります。

[4]条件

1) イベント実施対象期間

2025年5月17日（土）から2025年12月21日（日）

2) 活性化につながる事業（イベント）を実施予定の構成員5人以上の市民団体等
※個人、営利組織の申請は不可とします。

3) 実施予定会場が支援対象エリア内に位置する以下の施設

- i 中央イベント広場 ii 中央通り商店街アーケード
- iii 弁天通り商店街アーケード iv ケヤキ並木通り
- v 前橋駅前広場 vi 広瀬川河畔 ほか

4) 応募しようとするイベント主催者は、イベントを実施する日から**45日前まで**に応募に必要な書類をそろえて提出してください。

5) 1日の開催時間を4時間以上とする。

6) アからエまでのいずれかに該当しないこと

ア 政治活動や宗教活動を目的とするもの

イ 暴力団又はその構成員の統制下にあるもの

ウ 諸法令や公序良俗に反するもの

エ 未成年者が直接主催団体の運営に携わっているもの

オ 中心市街地活性化を著しく逸脱し、特定の団体の利益や営利活動と認められるもの

7) 前橋市が実施する他の助成制度の対象となった事業は、対象となりません。

申請（応募）手続き

以下の書類を全てそろえてご提出ください。

- ・ イベント支援金申請書（様式第1号）
- ・ 添付書類
 - 事業計画書（様式第2号）
 - 収支予算書（様式第3号）
 - 事業実施団体概要書（様式第4号）
 - 団体構成員名簿（様式第5号）

審査

まちなかの活性化を目的とした支援策であることから、相応しいイベントであるか、また実現が可能かなどの審査を行います。応募いただいた内容を元に、まちづくりに関わる者や地元関係者で構成する審査会に諮り、支援の可否および支援金額を決定いたします。

回答は文書でのみ行い、審査結果に関するお問い合わせにはお答えいたしませんのでご了承ください。

事業が変更・中止または廃止となった場合

支援対象事業（イベント）となったのち、イベントの内容を変更、中止、または廃止しようとする場合は、変更の手続きが必要です。変更等を行う前に、変更等承認申請書（様式7号）を提出し承認を受けなければなりません。

支援金の取り消しについて

審査委員会に諮り、支援金を受け取ることが決定した後であっても、以下の場合、決定された支援金額の全部または一部が取り消されます。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金を受けることとなった場合
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき
- (3) 本要項に付した条件に違反したとき
- (4) イベント終了後、60日以内に実績報告書を提出されない場合**

事業終了後について

事業（イベント）終了後、**60日以内**に次の書類を提出してください。

- ・ 実績報告書（様式9号）
- ・ 添付書類 事業報告書（任意書式） 収支決算書（任意書式） 領収書の写し
事業に関する写真5枚以上及びデータ

※事業報告書の提出がない場合は、次年度以降支援できなくなります。

※領収書は、必ず決算書の支出科目と一致した金額で取引相手先から受領してください。また領収書の写しに不備が認められた場合は、イベント支援金のお支払いが出来なくなる場合もありますので、ご注意ください。

支援金の返還

支援金を受け取ったのち、事業の内容を変更、中止、または廃止により、支援事業に要する経費が減少した場合は、事業終了後、前橋市まちづくり公社と**必ず**協議のうえ、実績報告時に支援金の返還手続きをしてください。また、支援金の受け取りの全部または一部を取り消された場合も同様に返還していただきます。

その他

・支援を行うイベントが多数にのぼり、支援に充てる予算が限度額に到達した場合は、募集期間内（**2025年4月3日～2025年11月7日**）であっても募集を途中で打ち切る場合があります。

・火気の使用や飲食の取り扱い、及び公共空間の使用を含むイベントは、別途ご相談ください。（各官公庁、警察、消防、保健所などの相談・申請が必要となる場合があります）

・イベントを実施する会場の確保については、申請を行う団体が責任をもって行ってください。

・イベントの実施に際しては、参加者、来場者、近隣施設や住民の安全確保に最大限配慮し、必要に応じて保険等に参加してください。また、事故等が発生した場合には、主催者の責任において誠意をもって対応してください。

・中央イベント広場に関し、広場内の設備（テント、電源設備、仮設トイレなど）について、広場管理者側で用意できる場合がありますので、ご相談ください。

・提出された各書類につきましては、一切返却いたしませんので、必要な場合は各自複製をご用意ください。

・イベント支援金の対象となった事業は、前橋市まちづくり公社の名義後援の申請を行っていただきます。対象事業決定後、手続きについてご案内いたしますので、ご了承ください。

・イベント支援金の対象となった事業について、広報媒体（HP、インスタグラム、パンフレット、チラシなど）中に、「(公財)前橋市まちづくり公社・イベント支援金活用事業」といった記載をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

・イベント支援金の対象となった事業は、「イベントまえばし igoo」へのイベント登録を主催者側で必ず行ってください。アクセスは以下をご案内いたしますので、ご利用ください。

イベントまえばし igoo

<https://igoo.info/>

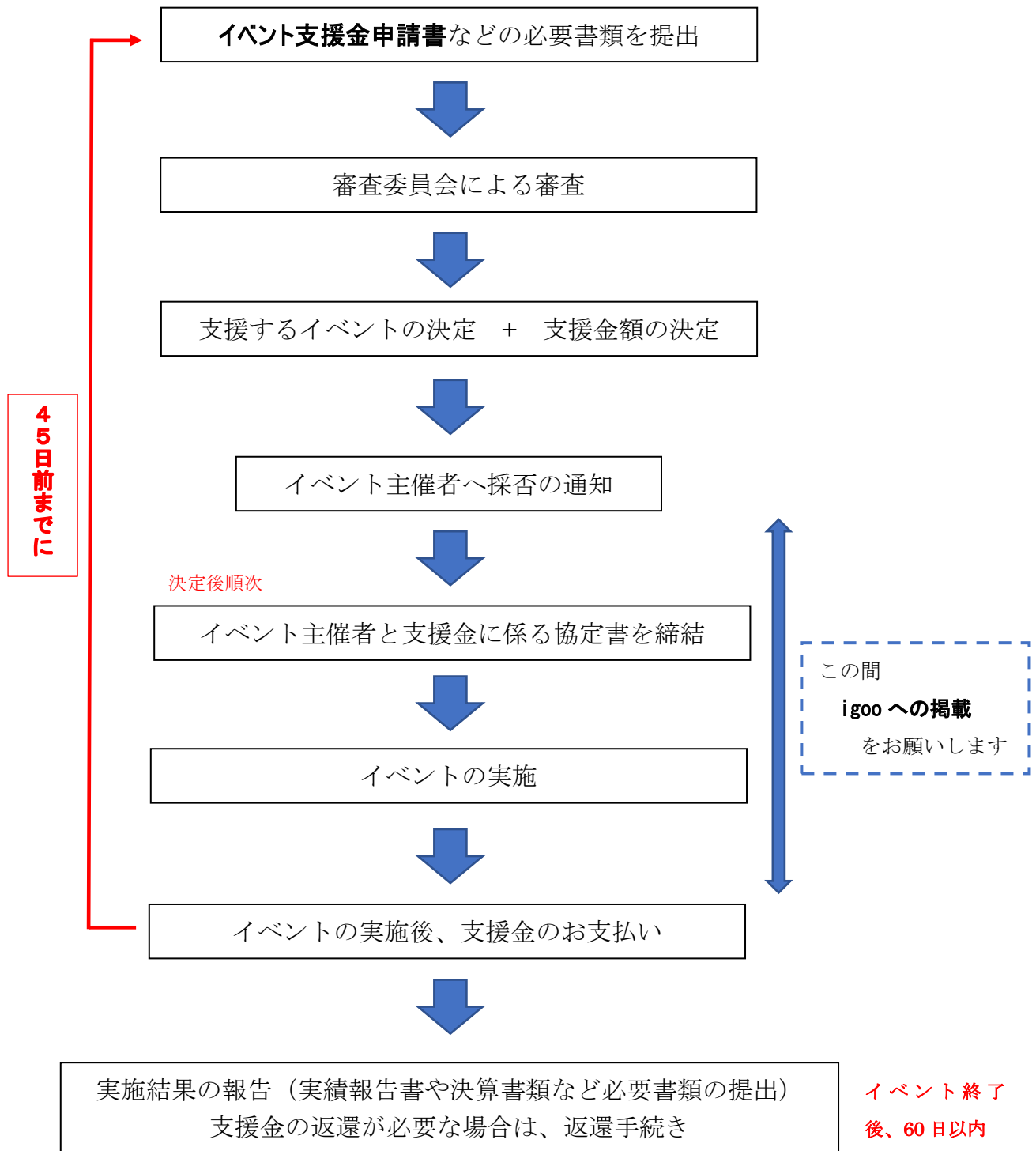
ーイベントまえばし igoo とはー
まちなかで開催のイベントを主催
者が登録でき、一般の方々に
周知するためのポータルサイト
です。



イベントまえばし igoo
QR コード

申請からイベント結果報告までのフロー

2025年4月3日（木）～2025年11月7日（金）17:00 必着



別紙



様式

- 1 イベント支援金申請書（様式第1号）
事業計画書（様式第2号）
収支予算書（様式第3号）
事業実施団体概要書（様式第4号）
団体構成員名簿（様式第5号）

- 2 イベント支援金請求書（様式第6号）

- 3 支援事業変更等承認申請書（様式第7号）

- 4 支援事業変更等承認通知書（様式第8号）

- 5 イベント支援金実績報告書（様式第9号）

- 6 イベント支援金返還通知書（様式第10号）